

株主各位

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

キヤノン株式会社

代表取締役会長兼社長 CEO
御手洗 富士夫

第112期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催いたしました当社第112期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 1. 第112期（2012年1月1日から2012年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第112期（2012年1月1日から2012年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
上記1.および2.の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

本件は、原案どおり承認可決されました。当期の期末配当金は、普通配当を1株当たり60円とするとともに、2012年8月に創立75周年を迎えたことを記念して1株当たり10円の記念配当を加え、1株当たり70円と決定いたしました。なお、中間配当金として1株につき60円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき130円となり、前期と比べ10円の増配となります。

第2号議案

取締役21名選任の件

本件は、原案どおり承認可決されました。取締役に御手洗富士夫、田中稔三、生駒俊明、渡部國男、足達洋六、三橋康夫、松本繁幸、本間利夫、中岡正喜、本田晴久、小澤秀樹、眞榮田雅也、谷 泰弘、荒木 誠、末松浩之、鵜澤繁行、長澤健一、大塚尚次の各氏が再選され、山田昌敬、脇屋相武、大野和人の各氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案

取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、原案どおり承認可決されました。第2号議案で再選された取締役18名に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期は各氏の取締役退任の時とすること、具体的金額、方法等は、取締役会に一任することに決定いたしました。

第4号議案

取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。取締役の報酬額を「年額18億円以内」とし、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとするに決定いたしました。

第5号議案

取締役賞与支給の件

本件は、原案どおり承認可決されました。当期末時点の取締役18名に対し、取締役賞与総額190,500,000円を支給することに決定いたしました。

以上

お 知 ら せ

■代表取締役および役付取締役の選定について

本定時株主総会終了後、取締役会の決議により、次の各氏が代表取締役および役付取締役として選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役会長兼社長 CEO	御 手 洗	富 士 夫	専 務 取 締 役	松 本 繁 幸
代表取締役副社長 CFO	田 中 稔	三	専 務 取 締 役	本 間 利 夫
代表取締役副社長 CTO	生 駒 俊	明	専 務 取 締 役	中 岡 正 喜
取 締 役 副 社 長	渡 部 國	男	専 務 取 締 役	本 田 晴 久
専 務 取 締 役	足 達 洋	六 夫	常 務 取 締 役	小 澤 秀 樹
専 務 取 締 役	三 橋 康	夫	常 務 取 締 役	眞 榮 田 雅 也

以上

期末配当金のお支払いについて

第112期期末配当金は、次のいずれかの方法によりお支払い申し上げます。

■配当金領収証によりお受取りの方は、同封の「第112期期末配当金領収証」記載のお受取り方法をご高覧のうえ、最寄りのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）において、払渡期間内（2013年3月29日から2013年4月30日まで）にお受取りください。この「第112期期末配当金領収証」により、ゆうちょ銀行の貯金口座もしくは振替口座または銀行等の預金口座へご入金できます。

■銀行、ゆうちょ銀行、証券会社等の口座振込をご指定の方は、同封の配当金関係書類をご確認ください。

以上

「復興特別所得税」についてのご案内

2011年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」が公布されました。これに伴い、所得税全体を対象として、2013年1月から2037年12月までの25年間、基準所得税額に対し2.1%の「復興特別所得税」が課税されることになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、上場株式等の配当等に係る具体的な税率は、下表をご参照ください。

		2013年	2014年～ 2037年	2038年～
上場株式等の配当等に係る税金と税率	所得税	7.147%	15.315%	15%
	住民税	3%	5%	5%
合 計		10.147% 【軽減税率】	20.315%	20%

※上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。

※詳細につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

以上